

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 契約者回線等</td> <td>(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>33～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約者 (当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。)が、そのF O M A 契約、X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第73条～第84条 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第90条 (略)</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第91条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者 (以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等の案</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～31 (略)	(略)	31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	33～34 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 契約者回線等</td> <td>(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>33～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) F O M A サービス又はX i サービスに係る契約者 (当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限りま す。)が、そのF O M A 契約又はX i 契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継 続して利用するとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第73条～第84条 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第90条 (略)</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第91条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者 (以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等 (F</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～31 (略)	(略)	31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	33～34 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1～31 (略)	(略)																
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																
33～34 (略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1～31 (略)	(略)																
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																
33～34 (略)	(略)																

内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

第 92 条～第 94 条 (略)

料金表  
通則

1～10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その 5 G サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が 5 G サービスに係る料金に合わせた請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった 5 G サービスに係る料金等が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12～13 (略)

14 当社は、5 G サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その 5 G サービスについて 5 G 契約者等から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～34 (略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

O M A の契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

第 92 条～第 94 条 (略)

料金表  
通則

1～10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その 5 G サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が 5 G サービスに係る料金に合わせた請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった 5 G サービスに係る料金等が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12～13 (略)

14 当社は、5 G サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その 5 G サービスについて 5 G 契約者等から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～34 (略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、次に定めるところによります。

(1) ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、次に定めるところによります。

(1) 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

37～44 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

46～47 (略)

(注) (略)

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和5年10月3日経企第2346号)

この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

37～44 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G サービス、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

46～47 (略)

(注) (略)

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 契約者回線等</td> <td>(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>32～33 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 X i 契約 (X i コピキタス契約を除きます。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。 ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が定める5 Gサービス、F O M Aサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者がその5 G契約、F O M A契約、X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第73条～第80条の2 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第86条 (略)</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第87条 X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者 (以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等の案内 (以下「相互接続番号案内」といいます。)を利用することができます。</p> <p>(注) (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～30 (略)	(略)	31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	32～33 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 契約者回線等</td> <td>(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回設備線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>32～33 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 X i 契約 (X i コピキタス契約を除きます。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。 ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が定める5 Gサービス、F O M Aサービス又はX i サービスの契約者がその5 G契約、F O M A契約又はX i 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第73条～第80条の2 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第86条 (略)</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第87条 X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者 (以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等 (F O M Aの契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。)の案内 (以下「相互接続番号案内」といいます。)を利用することができます。</p> <p>(注) (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～30 (略)	(略)	31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回設備線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	32～33 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1～30 (略)	(略)																
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																
32～33 (略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1～30 (略)	(略)																
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回設備線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																
32～33 (略)	(略)																

第 88 条～第 93 条（略）

料金表  
通則

1～11（略）

（電子媒体による請求額情報の通知）

12 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その X i（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が X i に係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった X i に係る料金等が、他の 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

13（略）

14 当社は、X i 又は X i コピキタスに係る料金その他の債務が、他の X i サービス、5 G サービス、F O M A サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その X i について X i 契約者から第 12 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～34（略）

（ユニバーサルサービス料の適用）

35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、5 G 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに X i 契約又は X i コピキタス契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して X i 契約又は X i コピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

（電話リレーサービス料の適用）

36 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）、料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、5 G 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに X i 契約又は X i コピキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して X i 契約又は X i コピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

37～44（略）

（割引額又は割引予定額の開示）

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又

第 88 条～第 93 条（略）

料金表  
通則

1～11（略）

（電子媒体による請求額情報の通知）

12 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その X i（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が X i に係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった X i に係る料金等が、他の 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

13（略）

14 当社は、X i 又は X i コピキタスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、F O M A サービス又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その X i について X i 契約者から第 12 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～34（略）

（ユニバーサルサービス料の適用）

35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約又は 5 G 契約の解除と同時に新たに X i 契約又は X i コピキタス契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して X i 契約又は X i コピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

（電話リレーサービス料の適用）

36 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）、料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約又は 5 G 契約の解除と同時に新たに X i 契約又は X i コピキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して X i 契約又は X i コピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

37～44（略）

（割引額又は割引予定額の開示）

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又

は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5G、5G home でんわ、X i、X i ユビキタス、F O M A、F O M A ユビキタス、F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

46～47 (略)

(注) (略)

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和5年10月3日経企第2346号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第2号のアの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i 通信料	X i からの通信	50円(55円)

4 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第20項第3号を次のように改めます。

(1) アの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i 通信料	X i からの通信	50円(55円)

(2) イの(ア)中「ワイドスター通信サービスの契約者回線等」を「ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等」に改めます。

引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5Gサービス、X i、X i ユビキタス、F O M A、F O M A ユビキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

46～47 (略)

(注) (略)

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

附 則 (令和 5 年 10 月 3 日経企第 2346 号)

(実施期日)

1 この附則は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 848 号 (平成 17 年 10 月 25 日) の附則第 3 項第 2 号のアの (ア) の①中「B 以外のもの」を「B 及び C 以外のもの」に改め、B の次に次の C を加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
		標準タイム	お得タイム
F O M A 通信料	F O M A からの通信		
	F O M A プラン 3 9	41.5 円 (45.65 円)	29 円 (31.9 円)
	F O M A プラン 4 9	38.5 円 (42.35 円)	27 円 (29.7 円)
	F O M A プラン 6 7	35.5 円 (39.05 円)	25 円 (27.5 円)
	F O M A プラン 1 0 0	32.5 円 (35.75 円)	23 円 (25.3 円)
	F O M A プラン 1 5 0	30 円 ( 33 円)	21 円 (23.1 円)
	リミットプラス	50 円 ( 55 円)	50 円 ( 55 円)

4 経企第 1200 号 (平成 22 年 2 月 22 日) の附則第 3 項第 2 号のアの (ア) の①中「B 以外のもの」を「B 及び C 以外のもの」に改め、B の次に次の C を加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
F O M A 通信料	F O M A からの通信	63 円 (69.3 円)	

5 経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則第 4 項第 2 号を次のように改めます。

(1) アの (ア) の①中「B 以外のもの」を「B 及び C 以外のもの」に改め、B の次に次の C を加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	

F O M A 通 信 料	F O M A からの通信	50 円 (55 円)
---------------	---------------	-------------

(2) イの(ア)中「ワイドスター通信サービスの契約者回線等」を「ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等」に改めます。

6 経企第 1605 号(令和元年9月 24 日)の附則第 3 項第 3 号のアの(ア)の①中「B 以外のもの」を「B 及び C 以外のもの」に改め、B の次に次の C を加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a b 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
F O M A 通 信 料	F O M A からの通信		
	タイプ S S 及びタイプシンプル	50 円 (55 円)	
	タイプ S	45 円 (49.5 円)	
	タイプ M	35 円 (38.5 円)	
	タイプ L	25 円 (27.5 円)	
	タイプ L L	19 円 (20.9 円)	
	タイプリミット	50 円 (55 円)	

b タイプビジネスの F O M A からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額		
		1 分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
		昼 間	土曜日・日曜日・ 祝日	夜間及び深夜・早朝
F O M A 通 信 料	F O M A からの通信	25 円 (27.5 円)	75 円 (82.5 円)	75 円 (82.5 円)

7 経企第 3254 号(令和 2 年 3 月 26 日)の附則を次のように改めます。

(1) 第 3 項第 25 号のケ中「又はワイドスター通信サービス」を「、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス」に改めます。

(2) 第 5 項第 2 号のアの(ア)の①中「B 以外のもの」を「B 及び C 以外のもの」に改め、B の次に次の C を加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
F O M A 通 信 料	F O M A からの通信	50 円 (55 円)	

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 国際電話サービス</td> <td>5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～9 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 Xi等</td> <td>当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章 通話</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(取扱地域等)</p> <p>第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。                  ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。</p> <p>2 国際電話サービスに係る通話（当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。）は、5 Gサービスに係る移動無線装置、FOMAサービスに係る移動無線装置、Xiサービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置、ワイドスターⅢ通信サービスに係る移動無線装置又は卸携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内（ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。）に在圏する場合に限り行うことができます。</p> <p>ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行</p>	用 語	用 語 の 定 義	1～5 (略)	(略)	6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス	7～9 (略)	(略)	10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス	11 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 国際電話サービス</td> <td>5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～9 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 Xi等</td> <td>当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章 通話</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(取扱地域等)</p> <p>第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。                  ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。</p> <p>2 国際電話サービスに係る通話（当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。）は、5 Gサービスに係る移動無線装置、FOMAサービスに係る移動無線装置、Xiサービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置又は卸携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内（ワイドスター通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。）に在圏する場合に限り行うことができます。</p> <p>ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行</p>	用 語	用 語 の 定 義	1～5 (略)	(略)	6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス	7～9 (略)	(略)	10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス	11 (略)	(略)
用 語	用 語 の 定 義																								
1～5 (略)	(略)																								
6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス																								
7～9 (略)	(略)																								
10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス																								
11 (略)	(略)																								
用 語	用 語 の 定 義																								
1～5 (略)	(略)																								
6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス																								
7～9 (略)	(略)																								
10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス																								
11 (略)	(略)																								

うことができない場合があります。

3 (略)  
(注) (略)

(X i 等が利用できない場合の取扱い)

第 21 条 国際電話サービスに係る X i 等が当該契約約款に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

2 前項の規定によるほか、太陽雑音及び激しい降雨等によりワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスが利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第 22 条～第 24 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

料金表

通則

1～19 (略)  
(注 1)～(注 2) (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 通話料

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別	料 金 額		
	右欄以外の通話	ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線からの通話	専用回線等接続サービス契約約款に規定する専用回線等に係る接続点からの通話
	(略)		
(略)	(略)		

2-1-2 (略)

2-2 (略)

第 2 表 (略)

別表 (略)

うことができない場合があります。

3 (略)  
(注) (略)

(X i 等が利用できない場合の取扱い)

第 21 条 国際電話サービスに係る X i 等が当該契約約款に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

2 前項の規定によるほか、太陽雑音及び激しい降雨等によりワイドスター通信サービスが利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第 22 条～第 24 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

料金表

通則

1～19 (略)  
(注 1)～(注 2) (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 通話料

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別	料 金 額		
	右欄以外の通話	ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線からの通話	専用回線等接続サービス契約約款に規定する専用回線等に係る接続点からの通話
	(略)		
(略)	(略)		

2-1-2 (略)

2-2 (略)

第 2 表 (略)

別表 (略)

<p>附 則（令和 5 年 10 月 3 日経企第 2346 号） この改正規定は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。</p>	
--	--

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 専用回線等接続サービス</td> <td>指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する5Gサービス(5G Home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>4～24 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>(通信の条件等)</p> <p>第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。</p> <p>4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。</p> <p>ア 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～2 (略)	(略)	3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する5Gサービス(5G Home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス	4～24 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 専用回線等接続サービス</td> <td>指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する5Gサービス(5G Home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス又は卸Xiサービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>4～24 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>(通信の条件等)</p> <p>第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。</p> <p>4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。</p> <p>ア 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～2 (略)	(略)	3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する5Gサービス(5G Home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス又は卸Xiサービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス	4～24 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1～2 (略)	(略)																
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する5Gサービス(5G Home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス																
4～24 (略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1～2 (略)	(略)																
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する5Gサービス(5G Home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス又は卸Xiサービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス																
4～24 (略)	(略)																

第2節 料金等の支払義務

第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。)があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 契約者は、前4項の規定によるほか、別表2(付加機能)、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところにより通信に関する料金の支払いを要します。

第44条～第45条 (略)

第3節～第6節 (略)

第10章～第13章 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用									
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(ウ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ケ) 第9種接続装置(オフィスリンク)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3kHzの帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td>(コ) 第10種接続装置(ボイスミレーティング)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(ケ) 第9種接続装置(オフィスリンク)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3kHzの帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの	(コ) 第10種接続装置(ボイスミレーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又
種類	内容								
(ア)～(ウ) (略)	(略)								
(ケ) 第9種接続装置(オフィスリンク)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3kHzの帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの								
(コ) 第10種接続装置(ボイスミレーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又								

第2節 料金等の支払義務

第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。)があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 契約者は、前4項の規定によるほか、別表2(付加機能)、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款、卸携帯電話サービス契約約款に定めるところにより通信に関する料金の支払いを要します。

第44条～第45条 (略)

第3節～第6節 (略)

第10章～第13章 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用									
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(ウ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ケ) 第9種接続装置(オフィスリンク)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3kHzの帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td>(コ) 第10種接続装置(ボイスミレーティング)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又は複数の契約者回線との間</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(ケ) 第9種接続装置(オフィスリンク)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3kHzの帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの	(コ) 第10種接続装置(ボイスミレーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又は複数の契約者回線との間
種類	内容								
(ア)～(ウ) (略)	(略)								
(ケ) 第9種接続装置(オフィスリンク)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3kHzの帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの								
(コ) 第10種接続装置(ボイスミレーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又は複数の契約者回線との間								

		は複数の契約者回線との間で通信（通話モードによる通信に限ります。）を同時に行うことができるようにするために設置するもの				で通信（通話モードによる通信に限ります。）を同時に行うことができるようにするために設置するもの	
	(サ) 第 11 種接続装置（アクセスプレミアム）	① ②以外のもの 専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定する 5 G（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）及び 5 G home でんわを除きます。）、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの ②（略）			(サ) 第 11 種接続装置（アクセスプレミアム）	① ②以外のもの 専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定する 5 G（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）及び 5 G home でんわを除きます。）、X i サービス又は卸 X i サービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの ②（略）	
	(シ) 第 12 種接続装置（SMSセンターサービス）	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの			(シ) 第 12 種接続装置（SMSセンターサービス）	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの	
	(ス)（略）	（略）			(ス)（略）	（略）	
	イ～ウ（略）				イ～ウ（略）		
	エ SMS 送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。				エ SMS 送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。		
	種 類	内 容			種 類	内 容	
	SMS 送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定する 5 G（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。）及び 5 G home でんわを除きます。）、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができる機能			SMS 送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定する 5 G（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。）及び 5 G home でんわを除きます。）、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができる機能	
	オ～ト（略）				オ～ト（略）		
	ナ 第 12 種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。				ナ 第 12 種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。		
	区 分	内 容			区 分	内 容	
	プラン A（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定する 5 G（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。）及び 5 G home でんわを除きます。）、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通			プラン A（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定する 5 G（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。）及び 5 G home でんわを除きます。）、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通	

		信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの
	プランB（SMSセンターアップ）	5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの
	プランC（SMSセンタープッシュ及びSMSセンターアップ）	プランA及びプランBで定めるショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるようにするもの

ニ 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数並びに第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限ります。）の接続装置を介して受信されたショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。

ヌ～ハ（略）

ヒ SMS送信機能の接続装置使用料は、5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。

フ（略）

2（略）

第2（略）

第3 通信料

1（略）

2 料金額

2-1 第9種接続装置に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通信料	
（略）	（略）
当社が提供するワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線への通信	1分までごとに60円（66円）

2-2 第10種接続装置に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
---------	-------

		に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの
	プランB（SMSセンターアップ）	5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの
	プランC（SMSセンタープッシュ及びSMSセンターアップ）	プランA及びプランBで定めるショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるようにするもの

ニ 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数並びに第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限ります。）の接続装置を介して受信されたショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。

ヌ～ハ（略）

ヒ SMS送信機能の接続装置使用料は、5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。

フ（略）

2（略）

第2（略）

第3 通信料

1（略）

2 料金額

2-1 第9種接続装置に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通信料	
（略）	（略）
当社が提供するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信	1分までごとに60円（66円）

2-2 第10種接続装置に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
---------	-------

	次の税抜額（かっこ内は税込額）			次の税抜額（かっこ内は税込額）
通信料			通信料	
(略)	(略)		(略)	(略)
当社が提供するワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線への通信	1分までごとに60円（66円）		当社が提供するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信	1分までごとに60円（66円）
第4～第6（略）			第4～第6（略）	
第2表～第3表（略）			第2表～第3表（略）	
別表1～別表4（略）			別表1～別表4（略）	
附則（令和5年10月3日経企第2346号） この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。				

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4 ワイドスター通信サービス</td> <td>ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービスであって、ワイドスターⅢ通信サービス（当社が別に定めるワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの</td> </tr> <tr> <td>5～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24 契約者回線等</td> <td>(1) ワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>25～26 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第61条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結)</p> <p>第62条 ワイドスター契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。 ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) ワイドスター契約の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。</p> <p>(2) 当社が定めるワイドスターⅢ通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者がそのワイドスターⅢ契約、5G契約、FOMA契約又はXi契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条～第68条の2 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第1節 相互接続番号案内</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～3 (略)	(略)	4 ワイドスター通信サービス	ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービスであって、ワイドスターⅢ通信サービス（当社が別に定めるワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの	5～23 (略)	(略)	24 契約者回線等	(1) ワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	25～26 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4 ワイドスター通信サービス</td> <td>ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>5～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24 契約者回線等</td> <td>(1) 契約者回線にワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>25～26 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第61条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結)</p> <p>第62条 ワイドスター契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。 ただし、ワイドスター契約の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条～第68条の2 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第1節 相互接続番号案内</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～3 (略)	(略)	4 ワイドスター通信サービス	ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービス	5～23 (略)	(略)	24 契約者回線等	(1) 契約者回線にワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	25～26 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																								
1～3 (略)	(略)																								
4 ワイドスター通信サービス	ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービスであって、ワイドスターⅢ通信サービス（当社が別に定めるワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの																								
5～23 (略)	(略)																								
24 契約者回線等	(1) ワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																								
25～26 (略)	(略)																								
用 語	用 語 の 意 味																								
1～3 (略)	(略)																								
4 ワイドスター通信サービス	ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービス																								
5～23 (略)	(略)																								
24 契約者回線等	(1) 契約者回線にワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																								
25～26 (略)	(略)																								

(相互接続番号案内)

第 69 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

第 70 条 (略)

第 2 節～第 5 節 (略)

料金表  
通則

1～11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

13 (略)

14 当社は、ワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務が他のワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスター通信サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～17 (略)

18 ワイドスターⅢ通信サービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。

ただし、契約の解除のあったワイドスターⅢ通信サービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る契約に係る料金等において、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款、FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。

19～24 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

25 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5G、Xi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下この項において「Xi契約者等」といいます。）に対し、そのXi契約者等がXiサービス契約約款に規定するdカードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5G、5Ghomeでんわ、Xi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)～(注2) (略)

(相互接続番号案内)

第 69 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（FOMAサービスの契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

第 70 条 (略)

第 2 節～第 5 節 (略)

料金表  
通則

1～11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

13 (略)

14 当社は、ワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務がワイドスター通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスター通信サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～17 (略)

18 FOMAサービス又はXiサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。

ただし、契約の解除のあったFOMAサービス又はXiサービスに係る契約に係る料金等において、FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。

19～24 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

25 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属するXi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下この項において「Xi契約者等」といいます。）に対し、そのXi契約者等がXiサービス契約約款に規定するdカードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となるXi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1～第2 （略）

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア～ウ （略） エ ワイドスター通信サービスの契約者回線と当社が提供する5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。 ただし、当該契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りではありません。 オ ワイドスター通信サービスの契約者回線とFOMA特定接続（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）\Xi特定接続（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）及び5G特定接続（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る1の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。
(1)～(12)（略）	（略）

2 （略）

第4 （略）

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユ ニ バ ー サ ル サ ー ビ ス 料 の 適 用
5G契約、FOMA契約、FOMAユビキタス契約若しくはFOMA位置情報契約、Xi契約若しくはXiユビキタス契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。

2 料金額

表 （略）

(注) （略）

第6 電話リレーサービス料

1 適用

電 話 リ レ ー サ ー ビ ス 料 の 適 用
5G契約、FOMA契約、FOMAユビキタス契約若しくはFOMA位置情報契約、Xi契約若しくはXiユビキタス契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。

2 料金額

表 （略）

(注) （略）

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1～第2 （略）

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア～ウ （略） エ ワイドスター通信サービスの契約者回線と当社が提供する5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。 ただし、当該契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りではありません。 オ ワイドスター通信サービスの契約者回線とFOMA特定接続（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）及びXi特定接続（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る1の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。
(1)～(12)（略）	（略）

2 （略）

第4 （略）

第5 ユニバーサルサービス料

表 （略）

(注) （略）

第6 電話リレーサービス料

表 （略）

(注) （略）

<p>第7 (略)</p> <p>第2表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則 (令和5年10月3日経企第2346号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第7 (略)</p> <p>第2表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>
--	---

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 15 章 （略）</p> <p>料金表 通則 1～6 （略） （電子媒体による請求額情報の通知）</p> <p>7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その I P 通信網サービス（当社が提供する他の I P 通信網サービスであって、その料金等が I P 通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その請求のあった I P 通信網サービスに係る料金等が、他の 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A サービス（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 当社は、I P 通信網サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その I P 通信網サービスについて契約者から第 7 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>10～25 （略）</p> <p>第 1 表～第 3 表 （略）</p> <p>別表 1～別表 3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和 5 年 10 月 3 日経企第 2346 号） この改正規定は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 15 章 （略）</p> <p>料金表 通則 1～6 （略） （電子媒体による請求額情報の通知）</p> <p>7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その I P 通信網サービス（当社が提供する他の I P 通信網サービスであって、その料金等が I P 通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その請求のあった I P 通信網サービスに係る料金等が、他の 5 G サービス（5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A サービス（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 当社は、I P 通信網サービスに係る料金その他の債務が、5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その I P 通信網サービスについて契約者から第 7 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>10～25 （略）</p> <p>第 1 表～第 3 表 （略）</p> <p>別表 1～別表 3 （略）</p>